

令和8年度 学校教育の充実に向けて



栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所
鹿沼市・日光市教育委員会連合会

はじめに

各学校におかれましては、日頃より創意工夫を生かした特色ある教育活動の推進に加え、児童生徒の学びの保障に向けて御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

昨年9月には、中央教育審議会（中教審）より論点整理が示され、次期学習指導要領に向けた基本的な考え方がいよいよ揭示されました。現行学習指導要領のより確実な実践が求められるところです。

第4期教育振興基本計画（令和5～9年度）では、基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つが掲げられています。

児童生徒にとって、学校がウェルビーイングを保障する場となるよう、各学校は家庭や地域と、学校経営方針や育成を目指す資質・能力等を共有し、連携・協働しながら、学校教育目標の実現を目指していくことが必要です。各学校の目指す児童生徒像の具現化に向け、児童生徒に学びの意義や達成感を十分に味わわせる中で、一人一人の可能性を見出し、能力を最大限に引き出していきたいと思っております。

また、児童生徒のウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングの確保も重要です。教職員一人一人が、学校長のリーダーシップのもと、心理的安全性が確保された環境下で、持ち味を発揮しながら、自身の「志」をかたちにしていただければ幸いです。加えて、学校経営への主体的な参画や多様な他者との協働により、学校組織力の向上につなげていただけますようお願いいたします。

さて、令和8年度から「栃木県教育振興基本計画 2030」がスタートします。

「誰もが自分の可能性を开花させ ともに未来を描く とちぎの教育を実現します」を基本理念とし、一人一人のこどもを主語にする教育の実現を目指す中で、教員に求められる役割を「こどもたちの主体的な学びへの効果的な支援・伴走に転換していく」と示しています。今後も、「見守り、待つ」という支援の重要性を踏まえ、児童生徒が、VUCAの時代をたくましく生き抜くことができるよう、自主性・主体性、自己決定する力を育てていただけますようお願いいたします。

そして、改めて、誰もが安全に安心して学べる学校づくり、信頼される学校づくりに向けて、学校全体の教育力を磨き、より質の高い教育の実践に努めていただけますようお願いいたします。

本資料は、本地区の教育の質の更なる向上を目指していただくための方向性等を示したものです。各学校における学校経営の構想、教育課程の編成・改善、教育活動の推進等に役立てていただき、より一層学校教育の充実を図られますよう御期待申し上げます。

令和8年1月

栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所長 若林 邦彦

目 次

はじめに

1 (1)	学校経営【管理】	P 1
1 (2)	学校経営【指導】	P 2
2	地域連携	P 4
3	教育課程	P 6
4	学習指導	P 8
5	道徳教育	P 10
6	特別活動	P 12
7	総合的な学習の時間	P 15
8	人権教育	P 18
9	特別支援教育	P 19
10	児童・生徒指導	P 22
11	学校体育・健康教育	P 25
◆	参考資料		

1(1) 学校経営【管理】

(1) 教育の質的向上に向けた働き方改革の推進を

児童生徒に真に寄り添いながら展開する質の高い教育実践には、心身ともに健康な教職員の存在が不可欠である。近年、教職員が疾病や負傷等の理由により、思うように勤務ができていない状況も散見される。各学校には、教職員の健康管理、とりわけメンタルヘルスへの意図的・継続的な取組と業務改善の視点をもった見直しを是非ともお願いしたい。

《主な確認事項》

- 管理職は、働き方改革の視点で「勤務時間の適正化、意識改革、業務改善、部活動指導の負担軽減、学校運営体制の充実」を図っているか。
- 管理職は、自らの健康管理と、教職員の健康状態に注意を払っているか。健康診断等において精密検査等を指示された場合、速やかに対応しているか。
- 管理職は、労働基準法や「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(文科省・H31.1.25)」、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(文科省R2.1.17 告示)」、市の方針等を踏まえ、時間外勤務が月45時間を超える教職員に指導・助言をしているか。また、その改善のために校内体制を整えて具体的な手立てを講じているか。
- 管理職は、教職員が職場内の悩みを相談することができる体制を整備しているか。
- 管理職は、各校で作成した「部活動の方針」に則った指導・運営体制を構築し、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤又は、芸術文化等の活動に親しむ基盤としての部活動となるよう管理しているか。(指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の視点)

(2) 危機管理意識の醸成とリスクマネジメントにおける最新情報の共有を

多くの学校で、教職員の危機管理意識を高める様々な取組を行っている。その中には、外部講師との協働による実践や児童生徒の登下校等を意識した実践、保護者・地域・関係機関と連携し、様々な場面を想定した工夫ある取組も行われている。

危機管理マニュアルについては、不断の見直しを行い、実際に活用できる、しかも活用しやすい危機管理マニュアルの整備を進めることで、教職員の危機管理能力や危機回避能力の更なる醸成につながると考えられる。危機管理マニュアルの見直しを是非ともお願いしたい。

《主な確認事項》

- 教職員は、児童生徒の教育活動にふさわしい環境整備と安全管理に努めているか。
(施設設備・通学路や危険箇所の点検、児童生徒の行動観察、不審者侵入への管理体制等)
- 危機管理マニュアルは、気象災害対策や情報管理対策等の喫緊の課題にも対応できるよう、不断の見直しと周知が行われているか。
- 避難訓練等は、現実即して計画され、形骸化を防ぐ手立てが講じられているか。
- 安全点検は、同じ箇所を複数の目で行うといったような工夫ある方法で実施しているか。
- 学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、登下校等の安全確保に努めているか。
- 学校が管理する電子データ、個人情報、公文書、金銭等は適切に取り扱われているか。
- 学校給食における安全管理には、適切な処置が施されているか。
- 児童生徒や保護者が体罰・性暴力被害の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口等の周知を図っているか。

(3) サービスの厳正が求められる教育公務員のあるべき姿の確認徹底を

児童生徒・保護者・地域からの教職員に対する信頼は、そのまま学校教育そのものの信頼に直結する。管理職は、全ての教職員に対して、当事者意識をもたせるようなサービスの厳正にかかわる研修や指導を行う必要がある。必要に応じて個別指導等も行い、不祥事や信用失墜行為等が絶対に起きない職場環境の構築を推進していただきたい。

《主な確認事項》

- 管理職は、機会を捉えたサービスの厳正に関する指導を随時行っているか。
- 不祥事や学校事故防止について、校内研修を意図的・計画的に複数回実施する中で、今日の課題であるSNSやスマートフォンの使い方、パワハラ・セクハラ・児童生徒性暴力等を積極的に取り上げるなど、効果を上げるための工夫をしているか。また、校内の不祥事防止に係る組織を機能させ、記録の累積をしているか。
- 不祥事の予兆を見逃さないためにも、「学校内の日常的な報告体制の確立」と「児童生徒、保護者等からの情報収集」に努めているか。
- 不祥事が起きた場合の学校体制や具体的な対応について、教職員は理解しているか。
- 教職員は、諸表簿の記載を、適時に、遺漏なく、正確に行っているか。



1(2) 学校経営【指導】



明確な学校経営方針と具体的な取組のもと、特色ある学校づくりを

学校は、「栃木県教育振興基本計画 2030」及び各市教育施策等を踏まえ、児童生徒の実態、保護者の願いや地域の実情を把握した上で、特色ある学校づくりに努めている。特色ある学校づくりをより一層進めるためには、学校教育目標の実現を目指し、校長のリーダーシップの下、教職員が協働しながら個々の得意分野を生かして組織としての力を発揮することが求められる。

(1) 学校教育ビジョンの共有と重点目標の設定を

学校は、校長の学校経営の理念・方針の下、目指す学校像・児童生徒像・教師像等のビジョンとして「学校経営の重点化構想と評価」を作成し、その達成に向けた具体的な目標を設定いただきたい。それらを全教職員で共有し、学校教育目標の実現に努めていただきたい。その際、学校として、児童生徒に育てたい資質・能力を明確化していただきたい。

《主な確認事項》

- 学校全体の実態把握と分析をふまえた学校経営ビジョンが明確に示されているか。
- 学校教育目標から目指す児童生徒の具体的な「姿」を想定し、その姿となるために必要な資質・能力を設定しているか。
- 実態をもとに育成を目指す資質・能力等を明確に捉えた「学校経営の重点化構想と評価」を教職員とともに作成・共有しているか。
- 学校経営の理念を、児童生徒にも分かるように明示するなどして浸透に努めているか。
- 児童生徒や学校および地域の実態、学校の特色を踏まえ、課題の解決を目指す重点目標を設定しているか。

(2) 特色ある学校づくりのための組織・運営を

学校は、今日的教育課題に、教職員が組織的・一体的に取り組むことができる運営体制の確立と明確化に努めていただきたい。また、組織力の向上やミドルリーダーを中心とした人材の育成を図ることは、学校の活性化にもつながるものである。教職員のよさや主体性を引き出しながら、教職員一人一人の経営参画意識の涵養を目指していただきたい。

《主な確認事項》

- 管理職は、学校運営と校務分掌との関わりを明確に示し、教職員の経営参画意識の向上を図っているか。
- 管理職のリーダーシップの下、学校組織マネジメントが生かされ、教職員の適材適所の配置、などにより、組織体制を構築しているか。
- 管理職は、若手教員やミドルリーダー、多様化しているスタッフ等、教職員一人一人の育成構想を立て、教職員の状況や今後の育成方針を踏まえながら、人材育成を図っているか。
- 「学校経営の重点化構想と評価」をもとに、具体的な目標や育成を目指す資質・能力、目標を達成するための有効な具体策（教育活動）を設定し、カリキュラム・マネジメントの実施を通して、単年度ごとに目標の達成を目指しているか。
- 重点化された学校経営の目標や育成を目指す資質・能力、具体策等が、各種全体計画や学年・学級経営に適切に反映されているか。
- 小中学校9年間を通じて育成する資質・能力を共有し、小中学校の連携の推進が図れるよう努めているか。

(3) ねらいを明確にした教育活動の実践を

特色ある学校づくりや課題解決に向けた重点目標を達成するために、各校務分掌、各学年、各教科担当等が連携しながら、有効な教育活動を展開していただきたい。また、教育活動のねらいを確認し、育てたい資質・能力の育成にかかわる活動となるよう焦点化・重点化に努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 教職員は、担当する諸計画と「学校経営の重点化構想と評価」等の整合性を図り、その達成のために実践しているか。
- 教育活動の質の向上を図るため、三つの側面（教科横断的な視点、実施状況の評価・改善、必要な人的又は物的な体制確保）を通じたカリキュラム・マネジメントの充実に努めているか。
- 管理職は、目標を達成するための具体策の、実施状況や有効性などを管理しているか。
- 「実行されていない・目標が未達」の具体策についての対応が決定されているか。
- 家庭や地域社会と連携しながら、学校が運営され、「地域とともにある学校づくり」が推進されているか。
- 日々の教育活動における個々の振り返りを意識させ実施しているか。

(4)教職員の資質・能力の向上を

「令和の日本型学校教育」を担う教師の学びの姿として、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」の提供と、教師同士の学び合いなどを通じた「協働的な学び」の機会の確保など、学校経営として充実させるよう展開していただきたい。

《主な確認事項》

- 管理職は、教育施策や最新の法令・規則等を教職員に周知する時間と場を設けているか。
- 管理職は、教職員の授業力向上に向けて、日々の授業を参観し、ねらい達成に向けた具体的な助言を教職員一人一人にしているか。
- 「協働的な職場づくり」の構築や主体的・自律的な研修に向けた全体的な推進体制が整っているか。
- 教職員は、学校経営との関連を図って、教職員評価における「目標・成果評価シート」を作成しているか。

(5)学校評価の改善・充実を生かした信頼される学校づくりを

学校評価を運営状況の確認だけではなく、教育活動の質的向上を図るようにするために、学校の実態に応じた評価項目、評価方法を工夫することが大切である。

また、評価において大切なことは、結果をどう改善に結びつけるかにある。成果があった項目、課題がある項目、優先順位が低い項目、新たに導入すべき項目等について、校務分掌、学年、教科等、組織内で検討し、次の課題と具体的な取組をまとめることが大切である。

学校自らが自己評価と改善を繰り返すことで、学校経営ビジョン等の形骸化を防ぎ、児童生徒・保護者・地域から信頼される学校づくりに努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 教育活動の目的やその活動の様子及び成果を、家庭・地域へ発信し、理解と協働を促しているか。
- 各学校の実態に合わせて、評価項目を検討したり、中間評価を入れたりするなど、学校評価のPDCAサイクルが定着しているか。
- 評価項目を設定する際には、具体策との関連を図るとともに、評価指標・時期等を明確にしているか。
- 管理職は、計画や具体的な目標設定は適切であったか、児童生徒や学校がどう変容したかを確認しているか。
- 評価結果をもとに、学校としての改善策を打ち出し、実行する仕組みが整っているか。
- 改善を進めるにあたっては、児童生徒や保護者、地域の評価も生かされているか。
- 学校の教育活動は、対外的に説明責任を果たせるものになっているか。

2 地域連携

急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化する中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現に努めることが必要である。

そのため、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的推進のもと、「地域とともにある学校づくり」の推進が求められている。

(1) 地域連携推進の体制整備について

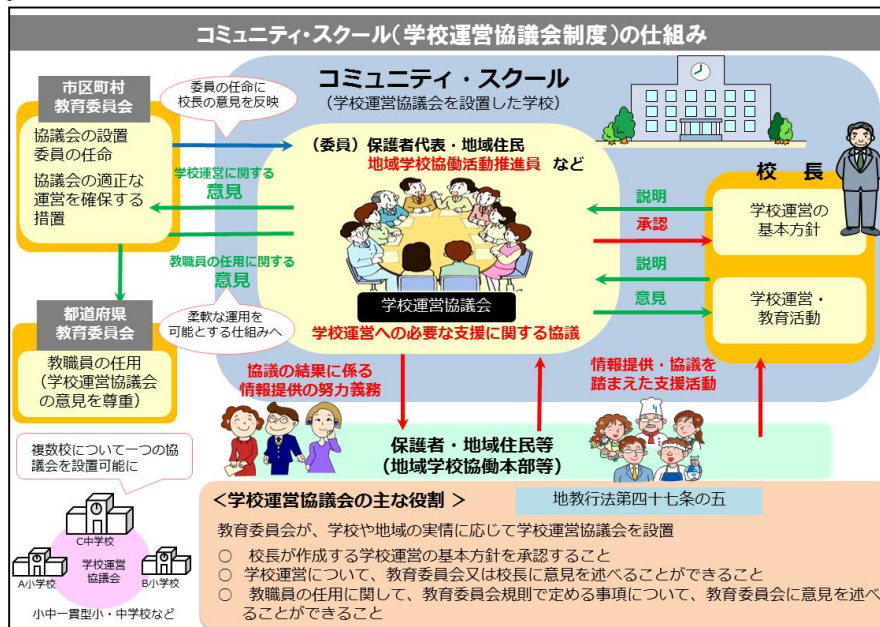
各学校の校務分掌に「地域連携教員」や「地域連携（生涯学習）係」等を位置付け、それらの担当者を中心に管理職を始め全教職員で推進体制を整備していくことが重要である。

《主な確認事項》

- 学校経営の重点化構想と評価の中に「地域とともにある学校づくり」や学校と地域の連携・協働の重要性に関する記述があるか。
- 管理職を始め、全教職員が学校と地域の連携・協働の意義を理解するため、校内研修を実施したり校外で開催される研修会に積極的に参加したりしているか。
- 校務分掌に地域連携（生涯学習）係等の担当があり、地域連携教員を中心に教職員がチームとなって複数で対応しているか。
- 教職員のニーズを地域連携教員が把握し、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）と共有しているか。
- 地域連携（生涯学習）に関する全体計画や年間活動計画を作成しているか。
- 学年・学級経営、教科経営及びその他の計画との整合性を図りつつ学校全体を見渡す計画を作成しているか。

(2) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の体制整備について

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校運営協議会を設置した学校のことであり、学校運営協議会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことである（【図1】参照）。鹿沼市・日光市においては、令和5年度から全ての小・中学校に導入されており、学校や地域の実情に応じた組織づくりを行い、その役割を機能させていくことが大切である。



【図1】コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み 〔文部科学省〕

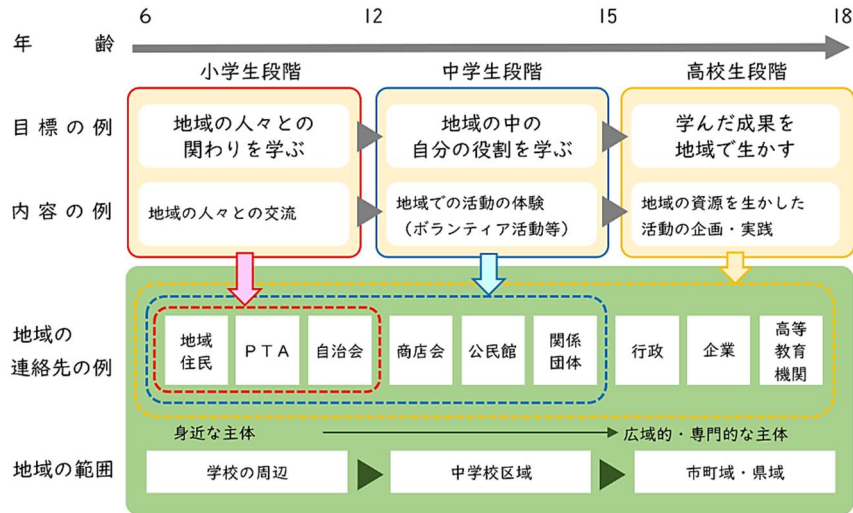
《主な確認事項》

- 学校運営協議会において、学校・家庭・地域で情報及び課題・目標・ビジョンの共有を確実に行うため、「熟議（熟慮と議論）」を重ねているか。
- 学校運営協議会や熟議で共有された目的・目標に向かって協働して取組を進めているか。
- 学校運営協議会における協議内容を、学校経営の方針等の見直しにつなげているか。
- 全教職員・保護者・地域住民に対して、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の目的や仕組み等について正しく理解するための研修や広報活動等を行っているか。

(3) 地域学校協働活動(学校と地域の連携・協働活動)の充実について

地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとなって行う様々な活動のことである。

地域学校協働活動のうち、学校と地域の連携・協働活動（授業補助、ふるさと学習、課題解決学習、キャリア教育支援、読み聞かせ、登下校の見守り、学校行事等）を、より効果的に実施していくためには、学校として育成を目指す資質・能力や児童生徒の発達段階を踏まえた連携・協働の目標（【図2】参照）を明確にした上で、教育内容と地域の教育資源（ヒト・モノ・コト）を組み合わせることで学習活動の充実を図ることが重要である。



【図2】活動の目標に応じた地域の連絡先や地域の範囲の目安
 [「学校と地域の連携・協働推進ハンドブック」令和5年3月 栃木県教育委員会]

《主な確認事項》

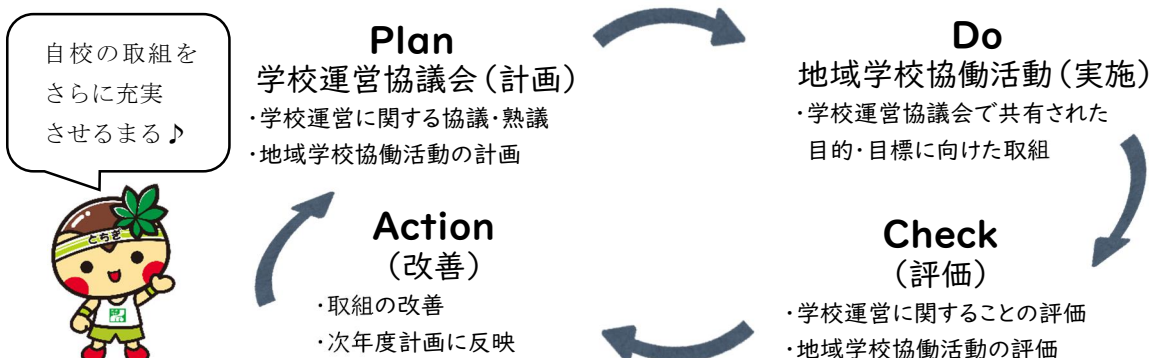
- 育成を目指す資質・能力や児童生徒の発達段階を踏まえた連携・協働の目標に照らし合わせながら必要な活動を精選しているか。
- 教育内容と地域の教育資源（ヒト・モノ・コト）を効果的に組み合わせた活動になっているか。
- 個々の活動の実施状況について、関係者（児童生徒・教職員・地域コーディネーター・ボランティア・地域住民等）による反省及び評価等の記録を累積し、活動の改善につなげているか。
- 学校だよりや地域連携だより、HP等を活用し、保護者や地域住民に対し活動の様子や成果等を積極的に発信しているか。
- 学校側の窓口である地域連携教員と地域側の窓口である地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）等が良好な関係を築いているか。
- 教職員への周知やボランティア室の設置など、ボランティアの活動環境が整っているか。

☆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進するためには、まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要であり、学校運営協議会での協議や熟議がその役割を果たします。その際、学校の教職員と地域の方々が、子どもたちと一緒に育む“パートナー”として対等な立場で対話を進めることが大切です。

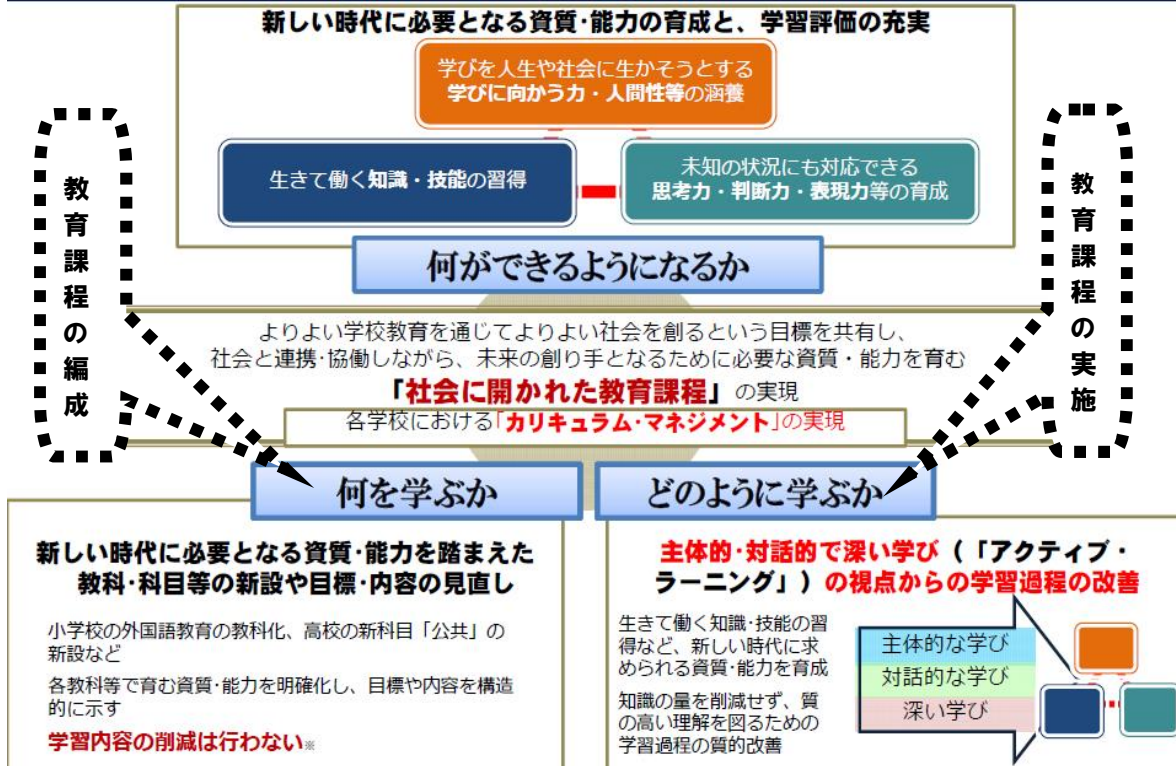
その結果を踏まえ、保護者や幅広い地域住民等を巻き込みながら地域学校協働活動を充実させていくことで、学校の教育活動の質が高まり、活性化していくことが期待できます。

〔「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」文部科学省〕



3 教育課程

参考資料:文科省資料「学習指導要領改訂の方向性」



学習指導要領では、各学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを、教育課程で明確化し、社会との連携や協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であると示されている。

(1) 「生きる力」を育む特色ある教育課程の編成を

「生きる力」の育成という教育の目標が、各学校の特色を生かした教育課程の編成により具体化され、教育課程に基づく個々の教育活動が、児童生徒一人一人に必要な力を育むことに効果的につながることを目指している。

各学校においては、学校長の学校経営方針に基づき、学校や地域及び児童生徒の実態を踏まえ、学校としての育成を目指す資質・能力を明確にして、その育成に向け、全教職員が共通理解のもと、創意工夫を加え、特色ある教育課程を編成していただきたい。

また、児童生徒や地域の実態に基づき、教育内容や時間などを適切に配分したり、教育課程の実施に必要な人的・物的な体制を確保するとともに、その改善を図ったりすることなどを通して、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていく「カリキュラム・マネジメント」の確立に努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 教育課程編成に対する学校の基本方針が明確であり、全教職員が共通理解のもとで編成に関わっているか。
- 全教職員が学校教育目標や育成を目指す資質・能力を共有し、一人一人が各教育活動との関連を意識しながら学校経営への参画意識を高めているか。
- 各教科等の標準授業時数と指導内容を把握し、確実に実施できるよう計画されているか。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すために、編成に対する基本的な方針が、家庭や地域とも共有され、協働する教育課程となっているか。
- 学校教育目標と教育課程をつなぐ、育成を目指す資質・能力が明確に設定され、その具体策が明確に示された教育課程となっているか。
- 教職員が役割分担しつつ、相互に連携してカリキュラム・マネジメントに参画できる教育課程となっているか。
- 学校や地域の実態、保護者の願いや、児童生徒の発達の段階の特性を考慮した教育課程になっているか。

- 学校教育目標や育成を目指す資質・能力を踏まえ、教科横断的な視点を取り入れた、整合性や一貫性のある教育課程となっているか。
- 地域の教育資源を生かした教育課程となっているか。
- 幼・小・中・高の接続を円滑にするための教育課程となっているか。
- 学校間の連携や交流が位置づけられた教育課程になっているか。

(2) 確実な実践と質的向上を目指した取組を

各学校においては、各教科等の内容を確実に実践することに加え、育成を目指す資質・能力を三つの柱の視点からバランスよく育むことを目指し、量的・質的な管理に努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 各教科等の標準授業時数と指導内容を把握し、それらを確実に実施されているか。
- 次に示すような教育課程として実施されているか。
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育課程
 - ・各教科等の特質に応じて言語活動の充実が図れる教育課程
 - ・学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動が計画的に取り入れられた教育課程
 - ・児童生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会が設けられた教育課程
 - ・学級経営の充実を図ることを配慮した教育課程
 - ・児童生徒の理解を深め、学習指導と関連付けながら児童・生徒指導を目指す「自己指導能力」の育成を図る教育課程
 - ・特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実が図られた教育課程
 - ・児童生徒や学校の実態に応じて、個別学習やグループ学習、繰り返し学習、習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動が位置づけられた教育課程
 - ・特別な配慮を必要とする児童生徒について、個々の障害等の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫が位置づけられた教育課程

(3) 学校評価等を生かした教育課程の工夫改善を

学校評価は、教育課程の編成・実施・改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」と関連付けて実施することが重要である。

各学校で編成・実施した教育課程が、学校教育目標の実現に向けて機能していたか、さらによりよい教育課程になるよう、定期的に適切に評価し、結果に基づいた学校行事等の精選や、日課の工夫、教職員の同僚性を育む研修等を行い、教育課程の充実につなげていただきたい。

また、今後も引き続き、教職員と保護者・地域住民が、学校や地域の現状と課題について共通理解を深め、PDCAサイクルを十分に活用しながら、見直し・改善に取り組んでいただきたい。

《主な確認事項》



- マネジメント・サイクル（PDCA）により、組織的・継続的に学校評価を実施しているか。
- 評価時期、評価者、評価対象、評価方法等が明確になっているか。
- 評価項目・指標（成果指標や行動指標）を設定し、全職員で共有しているか。
- 自校の特色ある学校づくりの推進を踏まえ、評価項目を焦点化・重点化しているか。
- 教育課程を評価するために、諸活動の記録や諸検査等の結果分析などの基礎資料の収集や活用に努めているか。
- 児童生徒の姿から、目標の達成状況や目標達成に向けた取組（具体策）状況を評価しているか。
- 評価結果を分析し、達成状況や課題を明らかにして、「だれが、何を、いつまでに、どのように」という視点での改善策が具体化されているか。
- 重点化を図った目標への達成状況に対する評価を重視しているか。

4 学習指導

児童生徒の調和のとれた人格の育成を目指し、生きる力を育むためには、「確かな学力」を育成することが重要である。児童生徒に学ぶ楽しさや分かる喜びを感じさせながら、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要である。学校長のリーダーシップの下、全教職員で方針や取り組むべき内容等について共通理解を図り、学校全体で取り組んでいただきたい。

(1) 全校体制での取組を

児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせるため、全教職員の共通理解の下、全校体制で学習指導の充実に取り組んでいただきたい。



《主な確認事項》

- 学校経営の重点項目に授業改善に関する内容を位置づけるなどし、全校体制で資質・能力の育成を目指した取組に努めているか。
- 学力調査の結果を分析するなどして課題を明らかにし、目標を重点化、焦点化しているか。また、学力向上に関する自校の実態を踏まえた計画等の作成・実践を通して評価・改善が図られているか。
- 教員同士が学び合うような校内研修や授業研究会を意図的、計画的に実施し、成果や課題を踏まえて、具体的な改善策を検討し、日々の授業実践に生かせるよう努めているか。
- 学習基盤の確立に向け、学びに向かう集団づくりに努めているか。
- 家庭との連携に努め、家庭学習の充実を通して、学習習慣化や学習意欲の向上を図っているか。

(2) 「児童生徒に求められる資質・能力を育むための」授業改善を

児童生徒に求められる資質・能力を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を行っていただきたい。「何のために」を意識した授業づくりを進めていただきたい。

《主な確認事項》

- 児童生徒が学ぶことの楽しさや達成感を味わうなど、主体的に学ぶことのよさを実感したり、各教科等の「見方・考え方」を働かせながら自らの考えを広めたり深めたりできるよう、習得した基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習等の充実を図っているか。
- 学習指導要領の趣旨や各教科等の目標と児童生徒の実態を踏まえ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、授業づくりを行っているか。
- 本時で身に付けさせたい力を明確にし、目標を達成した児童生徒の具体的な姿をイメージしてねらいを設定しているか。
- 本時のねらいに沿って、言語活動を取り入れた学び合いや、目的を明確にした学習形態による活動を、必要に応じて適切に位置付けているか。
- 学習過程の中で、児童生徒が見通しをもって主体的に学習に取り組めるよう、自発的に「めあて」を設定できるよう工夫するとともに、児童生徒が自分の学びを自覚し、教師が児童生徒の学びを指導と評価に活用できるような「振り返る活動」を設定しているか。
- 「自分の考えを書く活動」を意図的に位置付けたり、書く活動と「説明」「話し合い」などの活動を関連付けたりするなどして、自分の考えをまとめ、整理する活動を意図的に設定しているか。
- 学習活動の充実を図るため、ICTの特性を理解し、必要に応じて、活用の目的を明確にした効果的なICTの活用に努めているか。

(3) 学習評価の工夫・改善を

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して「指導と評価の計画」を作成し、指導と評価の一体化を図るなど、学習評価が児童生徒の学習改善や教師の指導改善につながるよう、努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 信頼性・妥当性の高い学習評価になるよう、評価規準や評価方法について検討するなど、評価の在り方について教職員の共通理解が図られているか。
- 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して「指導と評価の計画」を作成し、指導と評価の一体化を図るなど、児童生徒の学習改善や教師の指導改善につながる学習評価となるよう努めているか。
- 目標に準拠した評価による「観点別学習状況の評価」については、指導や支援に生かすことに重点をおき、記録に残す評価の場面を精選し、単元や題材など、内容や時間のまとまりごとに、実現状況を把握できる段階で記録を蓄積し、適切に評価しているか。



No more!

- S シャベリたがり
- O 教えたがり
- S しきりたがり



資質・能力の育成を図るために

単元構想

授業の目的は、ねらいとする資質・能力の育成です。これは1単位時間の授業だけでは身に付くものではないので、単元など内容や時間のまとまりの中で育成していかなければなりません。だから、単元のゴールまでの見通しをもって、授業づくりをすることが大切なのです!!

手順

- その1 指導事項の確認
- その2 児童生徒の実態・既習事項の確認
- その3 単元目標の設定
- その4 単元の評価規準の設定
- その5 単元の指導と評価の計画作成
- その6 本時の評価規準の具体化
- その7

本時の授業構想

授業の流れ(例)

学びの主役は子供たち。
主語はいつでも子供たち。
子供たちが学びを自ら創り出す授業づくりを。



これはあくまで一例。
子供たちの実態、授業のねらい、内容などに合わせてベストな授業づくりにチャレンジしましょう!!



児童生徒の活動

教師の働きかけ

こんな言葉で

めあての設定

え? 本当に? そうかな?
考えたい! 取り組みたい!

おもしろそう! なぜ?
どうやったらいいかな?



- ねらいに迫る知的好奇心をゆさぶる導入の工夫をする 例えは...
 - 📍 身近なもの・実生活からつなげる
 - 📍 具体物やICTを活用する
 - 📍 前時までの学びの足跡を振り返る
- 「目的意識」をもたせる
- 児童生徒自らめあてを設定できるように仕組む

何のために?

- ・どうする?
- ・どうしたい?
- ・どうなればいい?



学習の見通し 解決の見通しをもつ

自分の考えをもつ

だって...
なんでかっていうと...



- 学習をどう進めるかのイメージをもたせる
- 学習のゴールのイメージをもたせる
 - 📍 「何を」「どのように」考えるかを促す
- 自分の考えをもつ場の設定をする
 - 📍 時間を確保する
 - 📍 視点を示す
 - 📍 考えを持ってない場合の手立ての準備をする
 - 📍 多様な表現(絵、図、言葉等)を可能にする
 - 📍 個々の考えを把握する

- ・どうしてそう考えた?
- ・どうやって考えた?
- ・どういうこと?
- ・本当にそうかな?
- ・なんで? どうして?

自分の考えを伝える 友だちの考えを聞く よりよい考えを見つける 新たな課題に気付く



私が思ったのは...
〇〇さんはどう思ってる?
そういう考えもあるのかあ
だとすると△△はどうなる?

- 思考を広げ、深める活動を
 - 📍 意図的指名をする
 - 📍 価値付ける
 - 📍 視点を明確に
 - 📍 問い返し・ゆさぶりをする
 - 📍 目的に応じた形態にする(ペア・グループ・一斉等)
 - 📍 発言をつなぐ
 - 📍 思考変容の自覚に気付かせる

📍 「考える」ヒント
順序付ける 比較する
分類する 具体化する
抽象化する 関連付ける
理由付ける 構造化する

まとめる

- ・「わかった」「できた」「解決できた」の実感をもつ

振り返る

- ・「わかった」「できた」「解決できた」ことを確認する
- ・変容に気付く
- ・どう生かせるか考える

わかったぞ!
なるほど...
そうだったんだ
今度は...

- 「できた」「わかった」を価値付ける
- 変容を把握する
- 具体の姿を評価する
- 活用、発揮できる可能性を価値付ける

- ・どうしたらできた?
- ・どうしてできなかった?
- ・▲▲から何が学べた?
- ・何にどう生かす?



- その8 単元の振り返り

5 道徳教育

道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、その目標は、教育基本法及び学校教育法に定められている教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。

各学校においては、道徳教育の全体計画を作成し、学校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が一体となって道徳教育を推進していただきたい。



(1) 全教育活動を通しての道徳教育の推進を

道徳教育の充実に向け、『特別の教科 道徳』（以下「道徳科」）はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導に努めていただきたい。

また、学校の道徳教育の充実を図るためには、家庭や地域社会との連携・協力が重要であることから、家庭や地域との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 学校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心として、全教職員による協力・指導体制が整えられているか。（全職員の参画・分担・協力）
- 児童生徒一人一人の道徳性を育むために、「教えてる道徳教育」として、「日常的な生活場面を含むあらゆる教育活動」や「道徳科を中心とした活動」を相互に関連付けて指導しているか。
- 道徳教育の目標を達成するための方策が総合的に示された全体計画が作成されているか。
- 自校の道徳教育の重点を、別葉の作成や道徳科の年間指導計画作成に生かすことにより、重点を踏まえた道徳教育を展開しているか。
- 別様を自校化し、全教育活動との関連を意識した指導を行えるよう努めているか。
- 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験活動を生かし、児童生徒の道徳性の育成を図るよう努めているか。
- 「栃木県道徳教育ハンドブック」（栃木県教育委員会）等を活用し、研修や指導改善に生かせるよう努めているか。
- 教師と児童生徒及び児童生徒相互の豊かな人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒の道徳性を養うという視点で、環境の充実・整備に努めているか。
- 家庭や地域の教育力を生かした協力体制づくりを推進しているか。
- 道徳教育に関わる情報発信や道徳科の授業公開などにより、家庭・地域への啓発活動を推進しているか。

(2) 道徳科の充実を

各教育活動における道徳教育の要である道徳科の指導においては、児童生徒一人一人が道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うという特質を十分考慮し、指導方法の工夫改善に努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 【計画・実施】
- 道徳教育の全体計画に基づき、各教科等との関連を考慮しながら、年間指導計画が作成されているか。
- 各学年の年間指導計画や別葉において、重点内容項目の実施の回数や時期などを見直し、指導の重点化を図っているか。
- 検定教科書を中心として、児童生徒、地域の実態に合った教材の選定、魅力的な教材の開発・活用、及び次年度に生かす教材の保管がされているか。
- 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子（学びの姿）を、多様な評価方法により継続的に把握し、蓄積することを通して、自らの指導を評価し、指導方法の改善に努めているか。
- 改善事項等を年計等に朱書きするなどし、次年度の指導計画に反映できるようにしているか。
- 校内研修等を実施し、道徳科の一層の充実を努めているか。
（授業研究会、小中間の授業公開、指導者の要請など）

【授業のねらい】

- 年間指導計画に示されている主題名とねらいに該当する内容項目について、**児童生徒の実態を基に把握し直し**、指導上の課題を具体的に捉えて指導をしているか。
- ねらいとする道徳的価値における他学年の指導との関連を把握しているか。
- 教材について、授業者が児童生徒に考えさせたい道徳的価値に関わる事項がどのように含まれているかを吟味しているか。

授業の前に押さえておきたいポイントです！



【指導過程の工夫】

- 導入では、本時の主題に関わる問題意識や教材の内容に興味や関心をもたせるなど、道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けが図られているか。
- 展開では、道徳的価値の自覚を深めさせているか。
 - (ア) 道徳的価値（価値理解，人間理解，他者理解）について理解する。
 - (イ) 道徳的価値を基に自己を見つめる。
 - (ウ) 自己の生き方についての考えを深める。
- 終末では、ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさを確認したりして、今後の発展につなぐ工夫がされているか。

【指導方法の工夫】

- 児童生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解したり、自己を見つめたり、物事を多面的・多角的に考えたりするための思考や話し合いを深める発問となっているか。
- 自分の考えを書かせる場面を厳選しているか。
- 話し合いの形式（全体・ペア・グループ）の効果を吟味して取り入れているか。
- 児童生徒が学習の流れを振り返ったり、思考を深めたりする手掛かりとなるような板書の工夫が図られているか。

【道徳科の評価】

- 一人一人の児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価としているか。
- 信頼性や妥当性の高い評価となるよう、**評価の視点**や方法、蓄積の方法について、学校全体で共通理解を図っているか。

評価の視点

- 道徳的価値の理解に基づく学習活動において、児童生徒が一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか。
- 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか。

コラム



授業づくりに困ったら・・・

- ◇ 栃木県道徳教育ハンドブック
- ◇ 「**考え、議論する道徳**」の授業づくり
- ◇ **道徳教育アーカイブ**（文部科学省）

道徳教育アーカイブには、授業実践事例の動画があります。ぜひ、一度ご覧ください。



【主題：自分の心に正直に（正直、誠実）】授業者へのインタビュー映像より

教材を活用しながら、自分自身との関わりで考えられるようにするために、工夫したことは何ですか？



インタビューー

導入の場面で、「正直になれないこともあるな…でも、正直に言ったら怒られるかな…じゃあ正直ってどんなことなんだろう？」と自分自身の問題として捉えさせる工夫をしました。また、展開では…



授業者



続きはこちらから！



道徳教育アーカイブ

6 特別活動

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。特別活動においては、育成すべき資質・能力の視点として、三つの視点（「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」）が重要な要素となる。また、特別活動と各教科等とが往還的な関係にあることを踏まえて、各教科等における見方・考え方を総合的に働かせて、教師の適切な指導の下、児童生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開できるよう配慮する必要がある。

(1) 特別活動の趣旨を踏まえた指導計画・評価計画の作成

学習指導要領の趣旨・内容を踏まえ、全教職員の共通理解と協力体制が図れるよう工夫した特別活動の全体計画及び各活動・学校行事の年間指導計画を作成し、確実な実践と評価の累積・改善に努めていただきたい。更に、学校で定めた特別活動の評価の観点に基づき、各活動や学校行事の評価規準を作成して指導計画に位置付け、指導に生かす評価の工夫・改善を図っていただきたい。

《主な確認事項》

【計画】	
<input type="checkbox"/>	特別活動の全体計画が下記の項目を入れて作成されているか。 （重点目標、学校教育目標や指導の重点との関連・各教科等との関連・評価の観点・各活動・学校行事の目標と指導の方針・各活動・学校行事の時数 等）
<input type="checkbox"/>	授業時数については、児童会(生徒会)活動、クラブ活動(小学校のみ)及び学校行事の内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切に充てているか。
<input type="checkbox"/>	活動内容が児童生徒による自主的、実践的なものになっているか。
【評価】	
<input type="checkbox"/>	学習指導要領の「特別活動の目標」と自校の実態を踏まえ、特別活動の「評価の観点」及び内容ごとの評価規準が設定されているか。
<input type="checkbox"/>	児童生徒の自己評価や相互評価を適切に行い、児童生徒のよい点や成長の状況を積極的に評価し、指導改善に生かしているか。

【評価補助簿の例】

知識・技能の評価

学級会ノートの記述から提案理由を理解しているか、計画委員会の活動から話し合いの進め方を理解し身に付けているか等を見取る。

思考・判断・表現の評価

話し合いの様子から、出された意見のよさを生かしたり、改善策を考えたり、組み合わせたりして考えているか等を見取る。

主体的態度の評価

実践の様子から、自分のよさを生かし役割に取り組んだり、友達と協働して取り組んだりし活動しているか等を見取る。

		16 バランスのよい食事 (2)				6/7 学級会 (1)				7/10 そうじ名人				総括
名前		知・技	思・判・表	主体的	メモ	知・技	思・判・表	主体的	メモ	知・技	思・判・表	主体的	メモ	
1	A	日常生活について自己課題改善のための必要な知識や行動を身に付けている。	事故の生活上の課題に気づき、多様な意見をもとに自らの解決方法を意思決定し、実践している。	よりよい生活のために他者と協働し、よりよい人間関係を形成しようとしている。	自分の課題に具体的な方法や食べ方を決めた。	話し合いの進め方、まの方々を理解している。	意見のよさを生かしたり、創意工夫したりして、発言したりしている。	決定したことや自分の役割を友達と協働し、意欲的に取り組もうと		働くこと学ぶことの意義を理解し、自己実現のために必要な知識や行動を身に付けている。	自己の生活の課題を見だし、話し合ったりして意思決定し、協力して主体的に活動している。	将来よりよく生きるために目標を立て、自分のよさを生かし協働して主体的に活動している。		
2	B								学級会では皆が納得するアイデアを改善案として発表していた。					一連の学習過程を通して、児童生徒の様子を観察やノートの記述等を参考にしながら、機会を捉えて評価する。十分満足できる状況の場合、その都度、○をつけたり、メモ欄にその様子の記述に日付を加えてメモを書いたりする。
3	C													
4	D													

○やメモの記述がない児童について、児童のよさを積極的に見取るために、機会を捉え重点的に評価したり、課題を把握し個別の指導を図ったりし、評価を指導に生かすことが重要である。

どのような姿を見取るのかを補助簿に具体的に示しておくことも考えられる。

(2) 学級活動の充実に向けて

学級活動の特質を踏まえ、教師の意図的・計画的な指導の下に、本時の活動だけでなく、事前・事後の活動を意図的に計画し、指導していくことが特に求められる。

《主な確認事項》

- 学級活動(1)(2)(3)の内容の特質が共通理解され、指導に努めているか。特に、学級活動(1)の充実が図られているか。
学級活動(1)：学級や学校における生活づくりへの参画
学級活動(2)：日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
学級活動(3)：一人一人のキャリア形成と自己実現
- 学級活動(1)の議題は、学級や学校での生活をよりよくするための課題を児童生徒が見だし、選定されたものになるよう努めているか。
- 児童生徒が議題ポスト等を活用し、主体的に議題選定にかかわれるよう工夫しているか。
- 学級活動(1)の話し合い活動において、児童生徒が自発的、自治的な活動になるように、共通理解の下に計画的な指導が行われているか。また、中学校においては、小学校からの積み重ねや経験を生かし、それらを発展させることを意識した指導に努めているか。
(議題の見つけ方や選定方法・司会や記録の方法・話し合いノートの活用・円滑な学級会の進め方や合意形成の仕方・児童生徒による活動計画の作成等)
- 学級活動(2)(3)の1単位時間ごとの指導計画(略案)が児童生徒の実態に応じて整備され、意図的・計画的に実践されているか。
- 学級活動(3)の内容は、キャリア教育の視点から、将来に向けた自己実現に関わるものになっているか。また、一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動になっているか。
- 学級活動(3)の内容が、夢をもつことや職業調べなどの活動だけになっていないか。
- 係活動と当番活動との違いが意識されているか。
当番活動：学級の生活が、円滑に運営されていくために学級の仕事をみんなで分担し、担当しなければならぬ活動で、学級生活の充実に資するもの。
係活動：児童生徒が仕事を見いだして創意工夫し、学級の生活をより主体的、自主的で豊かなものにしていく活動で、学級生活の向上に資するもの。

(3) 学級経営を柱とした望ましい集団活動の充実に向けて

各活動や学校行事においては「望ましい集団活動」を展開することが前提となっている。豊かな集団生活の基盤となる学級経営を柱としながら、教師の適切な指導の下、活動を通して児童生徒が助け合い、認め合い、自己のよさや可能性に気付き、望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度や自己を生かす能力が育成されるような実践に努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 児童生徒の実態や保護者の願いを把握し、学校経営の重点化構想の努力点と具体策を踏まえた学級経営の目標を設定し、指導の系統性・一貫性のある学級経営計画が作成されているか。
- 学年目標・学級目標が、学校教育目標を受けて設定されているか。
- 学校経営の重点化構想をもとに、学級経営の目標を達成するために「いつ、どこで、何を(具体策)、どのように(方法)」実践していくのか明確な運営計画が具体的に示され、実践した取組が目指す学級づくりに有効であったかを検証し改善を図っているか。
- 学級経営について、学校全体・学年で共有し、それを保護者に伝えるよう努めているか。
- 各活動・学校行事において異年齢集団交流や幼児、高齢者、障害のある人々との交流や共同学習の充実に努めているか。
- よりよい生活を築くための集団としての意見をまとめる活動や、体験活動を通して気付いたことを振り返り、まとめたり発表し合ったりする活動等を通して、言語活動の充実に努めているか。
- 児童生徒の成長やよさを見取るために、事前から事後の活動を通じた評価の累積を行っているか。
- 児童生徒が、各活動や学校行事を振り返り、自他の成長を認め合う活動を行っているか。

(4) キャリア教育の要としての特別活動を

児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としたキャリア教育の充実を目指すことが求められる。そのために、校内体制の整備や共通認識のもとで、全校体制による指導の推進に努めていただきたい。

社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

キャリア教育とは

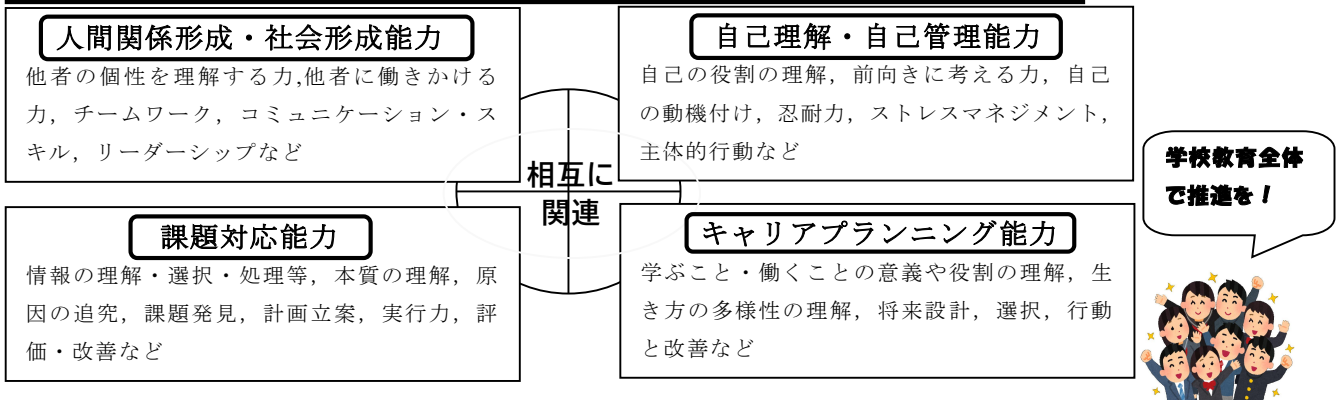
一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

キャリア教育・進路指導のねらい

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育・進路指導を推進し、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。

(「指導の指針」栃木県教育委員会 R4.3)

キャリア教育で育成すべき力「基礎的・汎用的能力*」を構成する4つの能力



《主な確認事項》

- 学校・児童生徒・地域の実態から、児童生徒の個性の伸長や自己実現を目指し、「基礎的・汎用的能力*」を踏まえて、育成しようとする能力や態度についての目標を設定しているか。
- キャリア教育の視点を踏まえ、育てたい児童生徒像を明確にするとともに、各教科等との関連を図り、各教科等で育てた資質や能力を汎用的な能力に高める特別活動を通して、学校で学ぶことと社会との接続を意識しながら、キャリア発達を促すための系統的な指導計画が作成されているか。
- キャリア・パスポートは、その目的を意識し、各地域・各学校の実態に応じて工夫して整備するとともに、記録や累積の内容が、学級活動に偏らないように留意して累積されているか。キャリア教育は、教育活動全体で取り組むことを前提としているため、学級活動以外の教科や学校行事、帰りの会等の記録も累積されているか。
- キャリアパスポートに記述されている内容を基に対話的に児童生徒と関わることにより、児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資するものであることを意識して、授業等で活用できているか。
- キャリアパスポートは小学校から高等学校までの「教育活動」「校種」「人」等、様々なものを「つなぐ」ことによりキャリア教育の充実を図ることができることを踏まえ、学年、校種を越えて小中間の引継ぎに努めているか。(校種間の引継ぎは、個人情報保護の観点から、原則、児童生徒を通じて行うこととなっている。)

〈キャリア・パスポートの目的〉

- ①児童生徒にとっては、小学校から高等学校を通じて、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるもの
- ②教師にとっては、その記述を基に対話的に関わることによって、児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資するもの

7 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間では、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていく児童生徒の姿を目指している。問題をよりよく解決するために、児童生徒は地域に出かけたり、様々な体験活動を行ったり、多くの人と出会って学び、その過程で実際の社会や日常生活の中で活用できる資質・能力を身に付けていく。そして、自らの生活や行動などを振り返り、一人一人が自分の生き方を考えていく。情報化やグローバル化が進展する社会においては、児童生徒が探究的に学ぶ総合的な学習の時間がますます重要となる。

総合的な学習の時間は、第1の目標を踏まえて、各学校が「目標」や「内容」を定める点が各教科等と異なる点である。このことを踏まえて、以下の点について、検討・改善を図っていただきたい。

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現のためのカリキュラム・マネジメントの充実を

全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学習指導要領の趣旨・内容を踏まえ、学校における全教育活動との関連を図り、適切に示していただきたい。

《主な確認事項》

【全体計画と年間指導計画】（※次ページ【総合的な学習の時間 全体計画例】参照）

- 総合的な学習の時間の目標は、第1の目標及び学校教育目標を踏まえたものになっているか。（第1の目標の構成に従って二つの要件を反映させているか）
- どのような児童生徒を育てたいのか、どのような資質・能力を育てようとするのかなど、地域や学校、児童生徒の実態や特性を考慮した目標が明確に設定されているか。
- 総合的な学習の時間の目標を踏まえ、内容として「目標を実現するにふさわしい探究課題」と、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つが示されているか。
- 「目標を実現するにふさわしい探究課題」は、探究的な見方・考え方を働かせて学習することがふさわしく、横断的・総合的な学習としての性格をもち、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことに結び付いていくような資質・能力の育成が見込める課題となっているか。
- 「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」として、各学校において定める目標に記された資質・能力を、各探究課題に即して具体的に示しているか。（全体計画に記載）
- 全体計画では、各学校において定める目標及び内容について明記するとともに、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価等についても、その基本的な内容や方針等を概括的・構造的に示されているか。
- 全体計画と年間指導計画の少なくともどちらか一方に、指導計画を構成する六つの要素が示されているか。
（六つの要素：目標、内容、学習活動、指導方法、学習の評価、指導体制）

【単元計画】

- 各学校において定める内容をよりどころとして、児童生徒の実態を踏まえ、児童生徒にとって意味のある課題の解決や探究的な学習活動のまとめりとなるように単元を計画しているか。
- 毎年実施する価値のある単元計画が存在する場合でも、児童生徒の実態に即して見直しが図られ、単元計画が立てられているか。

【評価】（今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）文部科学省 P114～を参照）

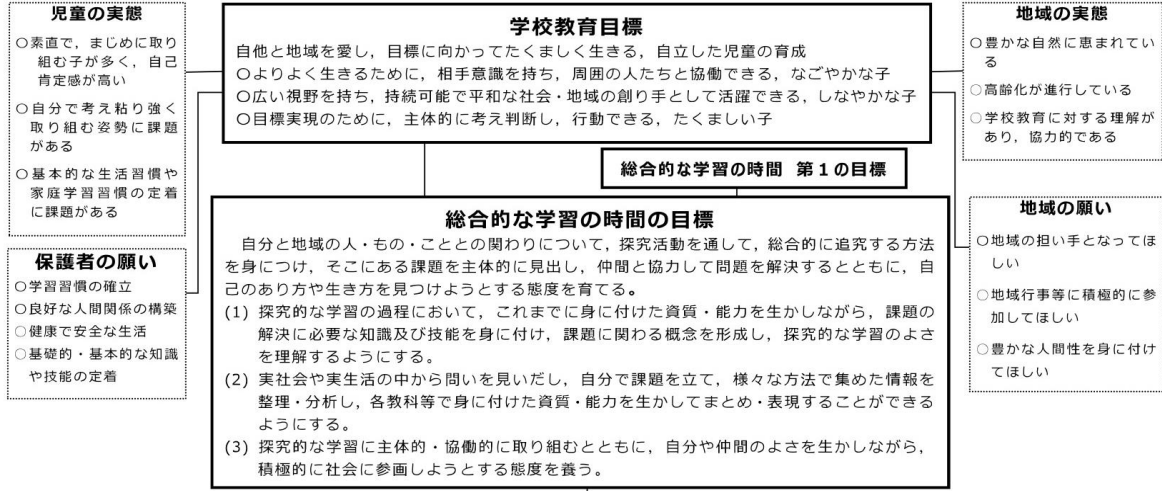
- 各学校が定めた目標と内容に基づいた評価の観点を定めているか。
- 各観点に即して実現が期待される児童生徒の姿として評価規準を設定し、指導に生かす評価の在り方について校内で共通理解を図っているか。
- 評価に際しては、学習状況の結果だけでなく過程の評価の累積がなされているか。
（評価資料例：教師による観察記録、自己評価や相互評価の状況を記した評価カードや学習記録、制作物、ポートフォリオ等）

【体制整備】

- 校内の全ての教職員が協力して取り組む体制を整備しているか。
- 様々な場所での学習活動や多様な学習活動が行えるよう、学習環境を整備しているか。
- 家庭や地域と連携・協働しながら、多様で幅広い教育力を活用しているか。

【総合的な学習の時間 全体計画例】

事例① ○○学校 総合的な学習の時間 全体計画



総合的な学習の時間の内容					
学年	3年	4年	5年	6年	
テーマ	町づくり	環境	食	福祉	
探究課題	町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織	身近な自然環境とそこに起きている環境問題	食をめぐる問題とそれに伴う地域の農業や生産者	身の回りの高齢者等とその暮らしを支える仕組みや人々	
探究課題の解決を通して育成を目指す資質・能力	知識	地域のよさや地域に住む人々の思いを理解することができる。	環境を守ろうとする人々の思いや工夫を理解することができる。	地域の農業のよさと課題、携わる人々の願いを理解することができる。	高齢者等の思いや願い、暮らしを支える仕組みを理解することができる。
	技能	地域に昔からあるものを大切に扱ったり、地域の人に挨拶をしたりするなど適切に接する。	4R(リデュース・リユース・リサイクル)について、学校や家庭で自分ができることを行う。	家庭科の調理や給食等の自らの食事において、適切な量を選び、食料を無駄にしないようにする。	日常的に気持ちのよい挨拶をしたり、分かりやすい話し方をしたりして、高齢者等に適切に関わる。
	探究的な学習のよさの理解	地域を大切にしたいという自分たちの思いの姿勢は、地域のよさや人々の思いについて探究的に学んだことによる成果であると気付く。	ごみを少なくする、分別する等の意識や行動の姿勢は、環境問題や環境を守ろうとする人々の工夫について探究的に学んだことによる成果であると気付く。	食べ残しをしないなど、自分の意識や行動の姿勢は、食の問題や生産者の願い等について探究的に学んだことによる成果であると気付く。	高齢者等への接し方など自分の意識や行動の姿勢は、高齢者等とその暮らしについて探究的に学んだことによる成果であると気付く。
	知識及び技能思考力・判断力・表現力等	身近な環境に関する課題を設定するとともに、解決に必要な調査方法を明確にしながらフィールドワークの計画を立てることができる。		自分たちを取り巻く地域社会に広く目を向けて課題を見出し、解決の方法や手順を考え、見直しをもって計画を立てることができる。	
	情報の収集	人に聞いたり、図書館やICTを活用して調べたりして、必要な情報を集めることができる。		多様な方法で自分の目的や意図に即した情報を収集し、種類に合わせて紙面やICTで蓄積することができる。	
	整理・分析	集めた情報を比較し、観点ごとに分類し、表などを用いて整理することができる。	集めた情報を表やグラフ、思考ツール等を用いて分類・整理し、特徴を見付けることができる。	いろいろな思考ツール等を用いて、集めた情報を整理し、情報と情報の関係を考えることができる。	適切な思考ツール等を選んで情報を整理し、情報と情報とどのような関係にあるか、見いだすことができる。
	まとめ・表現	他教科等で培った表現力等を生かし、相手に伝わるようにまとめることができる。	他教科等で培った表現力等を生かし、相手に応じて分かりやすく表現することができる。	他教科等で培った表現力等を活用し、目的に応じて手段を選択し、情報収集やまとめ等を行うことができる。	他教科等で培った表現力等を活用したり、学習の仕方を振り返り他の学習や生活に生かしたりすることができる。
	主体性・協働性	身近な人と力を合わせて課題を解決しようとする。	身近な人と協力して探究活動を行おうとする。	他者と協働して探究活動に取り組み、協働の大切さに気付いている。	自分と身近な実生活・実社会の問題解決に他者と協働して進んで取り組もうとする。
	自己理解・他者理解	課題解決の中で、自分の考えと異なる意見や考えがあることを知ろうとする。	探究活動の中で、自分や友達の意見や考えそれぞれによさがあることを知り、学び合おうとする。	探究活動を通して、自分のよさや他者のよさを生かしながら、協働して学び合おうとする。	探究活動を通して、自分自身を理解し、他者の考えを受け入れ尊重しながら学び合おうとする。
	将来展望・社会参画	地域との関わりの中で、自分のできそうなことを見付けようとする。	地域との関わりの中で、自分のできることを見付けようとする。	地域との関わりの中で、自分のできることを見付け、実践に移そうとする。	地域との関わりの中で、地域にとって必要なことと自分のできることを検討し、実践に移そうとする。

【学習活動】	【指導方法】	【指導体制】	【学習の評価】
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態、児童の実態を踏まえ、探究課題を設定する。 ・多様な人々と協働して解決する必要がある探究課題を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動を重視する。 ・各教科等との関連を重視した指導を行う。 ・学習内容によってはSDGsを意識し、持続可能な社会について考えられる指導の工夫をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーターを中心に地域教材の活用や地域の人々、大学との連携・調整を行う。 ・全職員による指導体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパスポートを活用した評価の充実を図る。 ・個人内評価を重視する。 ・発表会（異学年交流も含む）を利用した評価を取り入れる。

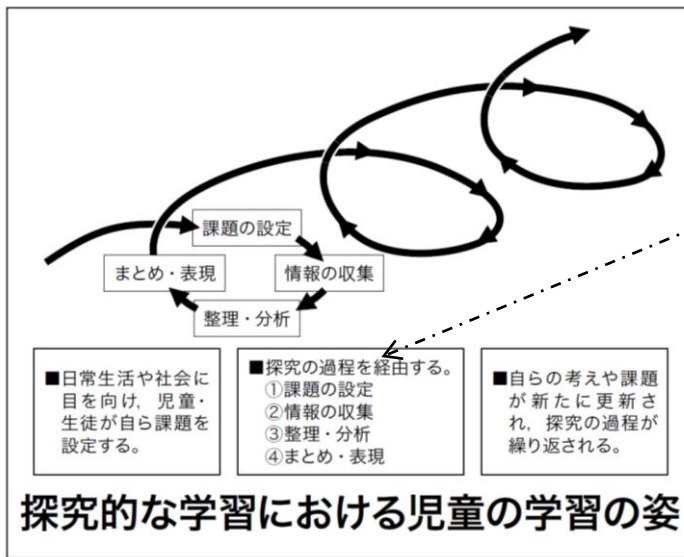
今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編） 文部科学省 令和3年3月より引用

(2) 総合的な学習の時間の充実に向け

総合的な学習の時間では、「学習過程を探究的にすること」と「他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること」が大切なポイントとなる。

学習過程を探究的にするためには、【課題の設定】【情報の収集】【整理・分析】【まとめ・表現】という学習過程となることが重要である。特に、【整理・分析】では、課題の解決にとって情報を取捨選択したり、順序よく並べたり、書き直したりすることや、整理した情報を比較・分類したりして傾向を読み取ったり、因果関係を導き出したりする活動を十分にとり、思考を深める活動の充実に努めていただきたい。

協働的に学ぶことの意義は、多様な情報に触れること、異なる視点から検討ができること、相手意識や学習のパートナーとしての仲間意識を生み出すことなどである。協働的に取り組む学習活動を行うことで、児童生徒の学習の質を高め、探究的な学習の実現に努めていただきたい。



①②③④の過程を固定的に捉える必要はない。物事の本質を探る上で、活動の順序が入れ替わったり、ある活動が重点的に行われたりすることもある。



今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）文部科学省 令和3年3月より引用

（中学校においても同様）

《主な確認事項》

- 単元など内容や時間のまとまりの中で、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の三つの視点のバランスに配慮しながら学びの状況を把握し、学習活動内容等や時間を軌道修正しながら学習活動を展開しているか。
- 探究的な学習を実現するための【課題の設定】【情報の収集】【整理・分析】【まとめ・表現】の学習活動が、発展的に繰り返されているか。
- 【整理・分析】では「考えるための技法」（「比較する」、「分類する」、「関連付ける」等）を活用し、多様な他者と協働してよりよい考えを導き出したり、情報を分析・表現したりする活動の充実に努めているか。
- 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動の充実に努めているか。
- 教科や特別活動等で育てたい資質・能力との違いを明らかにし、一連の学習活動が探究的な学習となるよう適切に位置付けているか。
- 地域の素材を活用したり、地域の人々と連携協力したりして、体験活動を積極的に取り入れ、それを問題解決や探究活動の過程に意図的・計画的に位置付けるよう留意しているか。
- 体験活動を積極的に取り入れ、横断的・総合的な学習、探究的な学習になっているか。
（体験活動を探究的な活動の手段として取り入れるようにしているか）

8 人権教育

全教職員が人権教育の大切さを理解し、組織的、計画的に人権尊重の精神の涵養を目的に人権教育を積極的に推進していただきたい。また、「人権教育推進の手引」に示された内容の趣旨を十分に踏まえ、教育活動全体を通じて、人権尊重の理念（自分の大切さとともに他の人の大切を認めること）について理解を促すとともに、自校の実態に応じて、差別解消を図るための資質・能力の育成に努めていただきたい。

(1)人権尊重の精神を育む教育の充実を

人権教育の推進に当たっては、人権教育を教育計画に適切に位置付け、教育活動全体を通じて効果的に行われるよう点検・評価し、改善を図りながら進めていくことが大切である。各学校においては、学校長のリーダーシップの下、人権教育担当を中心に校内体制の整備・充実に努めるとともに、PDCA サイクルを生かした取組の推進に努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 学校、児童生徒、地域の実態を踏まえた人権教育全体計画（年間指導計画）が作成されているか。また、計画に基づく実践の記録が累積されているか。
- 発達段階に即した学年別目標が設定され、目指す児童生徒像が示されているか。
- 計画に沿って実践したことを、児童生徒の姿を通して適切に評価し、指導の工夫・改善に努めているか。
- 年度初めの適切な時期に、人権を尊重し合う人間関係の構築（名前の呼び方や言葉遣い、互いのよさの認め合い等）について、全教職員で共通理解が図られているか。
- 現職教育等で、教職員の人権感覚を高めたり、近年顕在化している人権問題の現状について認識を深めたりして、適切な対応に努めているか。また、「人権教育推進の手引」や「人権教育推進のための Q&A」等の人権教育指導資料を活用した現職教育等の研修を位置付け、人権教育の進め方についての共通理解の場を設けているか。

(2)各教科等における人権教育の指導内容や指導方法の工夫改善を

人権教育は、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を磨きながら、人権意識を醸成していくことが大切である。また、基底的指導・直接的指導・間接的指導がそれぞれ機能し、互いに補完し合うことでより効果的なものになる。各学校においては、自校の実態や各教科等の特質に応じて「育てたい資質・能力等」を学習指導計画に位置付け、重点化を図るとともに、人権教育の視点から指導方法の工夫・改善を図っていただきたい。

《主な確認事項》

- 児童生徒一人一人の学びが保障された、授業づくりを実践しているか。
- 指導案作成時には「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「人権教育上の配慮」、「生かしたい児童生徒」等を一貫性をもって位置付け、育てたい資質・能力等の育成を図っているか。
- 各学校で重点的に取り上げる「重点課題」が、年間指導計画に位置付けられ、「部落差別（同和問題）」に関する授業等、直接的指導が確実に実践されているか。（資料や略案等の開発、収集、保管、活用等）

(3)人権が尊重された環境づくり・よりよい集団づくりの充実を

人権教育の推進にあたっては、教師が常に児童生徒の人権を尊重していく姿勢が必要であり、教師自身が常に自分の言動を見つめ直し、人権感覚を磨くことが求められる。その上で、児童生徒が、自分の大切さや他の人の大切さを認められるような授業づくりや環境づくりに努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 教職員の日々の言動が、児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を与えることを踏まえ、高い人権意識をもち、児童生徒に対する共感的理解や、信頼関係の構築に努めているか。
- 互いのよさや個性、多様な考え方を認め合えるよりよい人間関係づくりに努めているか。
- 教師の見取りに加えて、客観的な諸検査（Q-U 等）や質問紙等を効果的に活用し、児童生徒の内面をとらえようとしているか。
- 人権に配慮した環境や雰囲気づくりを意識し、実践しているか。（人権コーナーの設置、掲示物への配慮、児童生徒作品への温かいコメント、授業時間や休み時間の確保等）
- 学校で進めている人権教育について、啓発活動を工夫するなどして保護者や地域への理解に努めているか。（授業参観、授業や講演会への参加、ホームページへの掲載、啓発紙の活用等）

9 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある子どものみを対象とした特別な教育ではなく、すべての子ども一人一人の能力や特性に応じた指導を一層充実させ、子どもが本来持っている力を最大限に発揮できるようにすることである。小・中学校等の通常の学級、通級による指導及び特別支援学級といった、子供たちの多様な教育的ニーズに対応できる連続性のある「多様な学びの場」において、子供一人一人の十分な学びを確保していくことが重要である。このことを踏まえ、児童生徒の自立や社会参加に向けた特別支援教育の更なる充実に努めていただきたい。

(1) 校内支援体制の充実に

学習指導要領には障害のある児童生徒への指導・支援が明記されている。

また、基本方針として、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が謳われ、「学びの連続性を重視した対応」「一人一人の障害状態等に応じた指導の充実」「自立と社会参加に向けた教育の充実」の改善が挙げられている。

これらのことを踏まえ、児童生徒の自立や社会参加に向けた特別支援教育の更なる充実に努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 学校経営の重点化構想をもとに、特別支援教育の目標を達成するための手立てが明確で、指導の重点化が図られた全体計画、運行計画が作成されているか。
- 全職員による校内体制が整備され、特別支援教育コーディネーターを中心に実践されているか。
【校内委員会の計画的な実施（日時・内容の明確化）、特別支援教育コーディネーターの役割の明確化、個別の教育支援計画及び指導計画の作成・活用、特別支援学級・通級指導教室における教育課程の理解】
- 校内研修会等が充実し、特別支援教育の理解促進や指導の改善に生かされているか。
- 関係機関との連携が図られているか。（特別支援学校等の助言または援助の活用など）
- 児童生徒の社会参画と自立を目指した学級経営を行ったり、児童生徒の実態に応じて、主体的・対話的で深い学びを目指した授業が行われたりしているか。
- 年間指導計画に沿って特別支援教育が確実に実施され、記録が累積されているか。
- 取組の評価がなされ、改善・充実に役立っているか。（形成的評価と総括的評価）
- 児童生徒の実態に基づき、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、本人・保護者に対する十分な情報提供を行いながら、組織的・計画的な進路相談を実施しているか。
- 担当が代わったときの支援の引継ぎはもとより、進学先との引継ぎについても、保護者の了解を得た上で確実に実行されているか。（個別の教育支援計画及び指導計画等の活用を通して）
- 保護者に対する啓発活動に努めているか。



(2) 「通常の学級」における特別支援教育の充実に

障害の有無にかかわらず学級の児童生徒が、自信を育み本来もっている力を最大限に発揮できるようにするため、児童生徒の理解を深め、安心感を高める指導・支援を行っていただきたい。ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業や合理的配慮の提供等を行い、通常の学級における特別支援教育の推進を図り、温かくきめ細かな指導を行っていただきたい。

《主な確認事項》

- 通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒を早期に発見し、全職員の共通理解のもと、適切な対応・支援（通常学級における合理的配慮等）を行うよう努めているか。
- 「温かい人間関係を育む」指導を行うよう努めているか。（子供に寄り添う 子供同士をつなぐ 等）
- 「分かりやすい環境を整える」指導を行うよう努めているか。（全体と部分の構造を明確にする、情報を取り入れやすくする ユニバーサルデザインの考えを取り入れる等）
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、「うまくいっているところ」に視点を当てた「個別の教育支援計画及び指導計画」が作成されているか。
- 「個別の教育支援計画及び指導計画」をもとに、「いつまでに」「どの程度」といった、より具体的な目標を掲げ、個に応じた指導の充実が図られているか。
- 必要に応じて「合理的配慮」の提供に努めているか。
- 交流学習等においては関係者が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、双方の児童生徒の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、効果的な活動を設定しているか。また、周囲の児童生徒について、正しい理解と認識を育むような指導が行われているか。

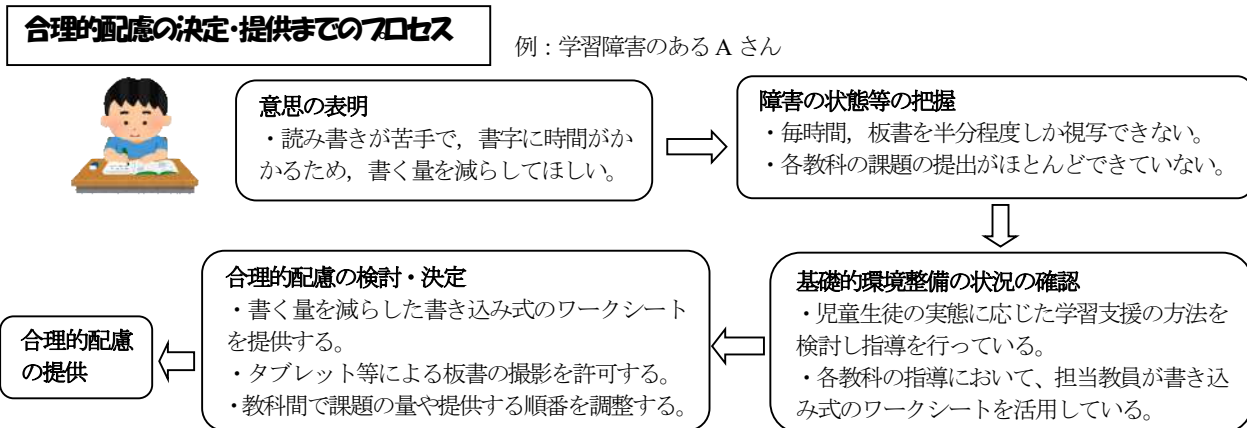
(3) 「特別支援学級」、「通級による指導」の質の向上を

特別支援学級及び通級による指導は、法的根拠に基づいて行われるものであり、児童生徒の障害種別や教育的ニーズに応じて行われなければならない。

そのため、障害種別にあった学級編成や個々の教育的ニーズに応じた教育課程の編成を行うとともに、指導についての計画（個別の指導計画）又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画（個別の教育支援計画）を個別に作成することにより、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められる。また、児童生徒の自立と社会参加に向け「自立活動」の指導を適切に行う必要がある。自立活動の計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではないこと、通級による指導では自立活動の内容を指導することに留意していただきたい。

《主な確認事項》

- 児童生徒の実態や特別支援学級、通級指導教室の障害別の特性に合った適切な学級編成、教育課程が編成されているか。
 - ① 児童生徒の実態を考慮した上で、各教科、道徳科及び特別活動の内容を編成しているか。
 - ② 児童生徒の自立と社会参加に向け、「自立活動」を適切に位置付けているか。
 - ③ 児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習が位置付けられているか。
- 「個別の教育支援計画及び指導計画」が適切な実態把握をした上で、保護者の同意のもとで作成され、個に応じた指導の充実（自立活動も含めて）が図られているか。
 - ① 目標を、当該児童生徒の実態や障害特性を考慮して立てているか。（「いつまでに」「どの程度」）
 - ② 目標を達成するための指導の手立てが考えられているか。
 - ③ 個別の教育支援計画に合理的配慮について記載しているか。
 - ④ 保護者同意のもとで作成されているか。
 - ⑤ おおむね学期ごとに目標の達成状況を確認し、計画の見直しが行われているか。（PDCAサイクルの確立）
- 一人一人の特性に応じて、授業の工夫・改善や充実に努めているか。
 - ① 授業を実施する際、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した展開になっているか。
 - ② 本時のねらいのもと、個別目標の達成を目指して展開しているか。
 - ③ 学習過程の適切な場面で評価を行い、補助簿等に累積しているか。
- 自立活動では、児童生徒の実態を適切に把握し、6区分27項目から必要な項目を選び、児童生徒の自立と社会参加を目指して実施しているか。
 - ① 自閉症・情緒障害特別支援学級及び通級による指導は「自立活動」の指導が中心となっているか。
 - ② 通級による指導では、教科指導ではなく自立活動の指導を行っているか。
 - ③ 自立活動において、個別の目標と振り返りを基に評価を行い、補助簿等に累積しているか。



○「合理的配慮」の提供に当たっては、本人・保護者と学校の設置者及び学校が、建設的対話による相互理解を通じて合意形成を図ることが大切です。

○「合理的配慮」は、本人・保護者からの意思の表明に基づくものですが、意思の表明がない場合でも適切な対応に努めることが大切です。

参考 「学校における合理的配慮の提供について」 特別支援教育室 平成28年2月



あの子にとって、
将来、自立するために必要な力（資質・能力）はなんだろう…

子どもが自立していく姿を考えることは、とても大事なことです。

でも…できていない場面ばかり考えていませんか？

子どもがどのような時に困難さを示したか、どのような場面で主体的に（意欲的に）学んでいたのか、それらの理由を振り返ることは、子どもの実態をより深く理解することにつながります。



困難さを感じたのは
どんなときだったかなあ…
そのための支援は…



主体的に学んでいたのは
どんなときだったかなあ…
よさを伸ばすためには…

個々の子どもの実態（困難さと長所やよさ）から、
その子どもにとって必要な指導を考えるのが自立活動の指導です！
それでは、自立活動の授業についても考えてみよう！



自立活動とは…？

個々の子どもが自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う活動です。
（6区分 27 項目）



自立活動の授業づくり

P

子どもの実態から、
つきたい力（指導目標）と
指導内容を考える

D

子どもの特性を踏まえて
指導方法を工夫する

C

指導の振り返りを行う

A

（指導の振り返りを…）
授業改善に活かす

授業をしたとき
子ども一人一人が
納得できる「個別目標」
になっているか？

1授業を通して
子どもが
どう捉えていたか？
どう感じていたか？
を大事にする。

子どもの「振り返り」から
考えることも
大切です。

① 指示・教示

子どもが理解できる伝え方だったか？

② 発問の意図

子どもに伝わっていたか？

③ 教材

子どもの理解に応じた内容、興味・関心を喚起するものだったか？

④ 学習環境

子どもの活動への参加や理解を促すものだったか？

⑤ どの場面つまづいていたか？

⑥ どの場面うまくいったか？

指導による「子どもの変容」を
捉えることが大切です！



（参考）自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう！

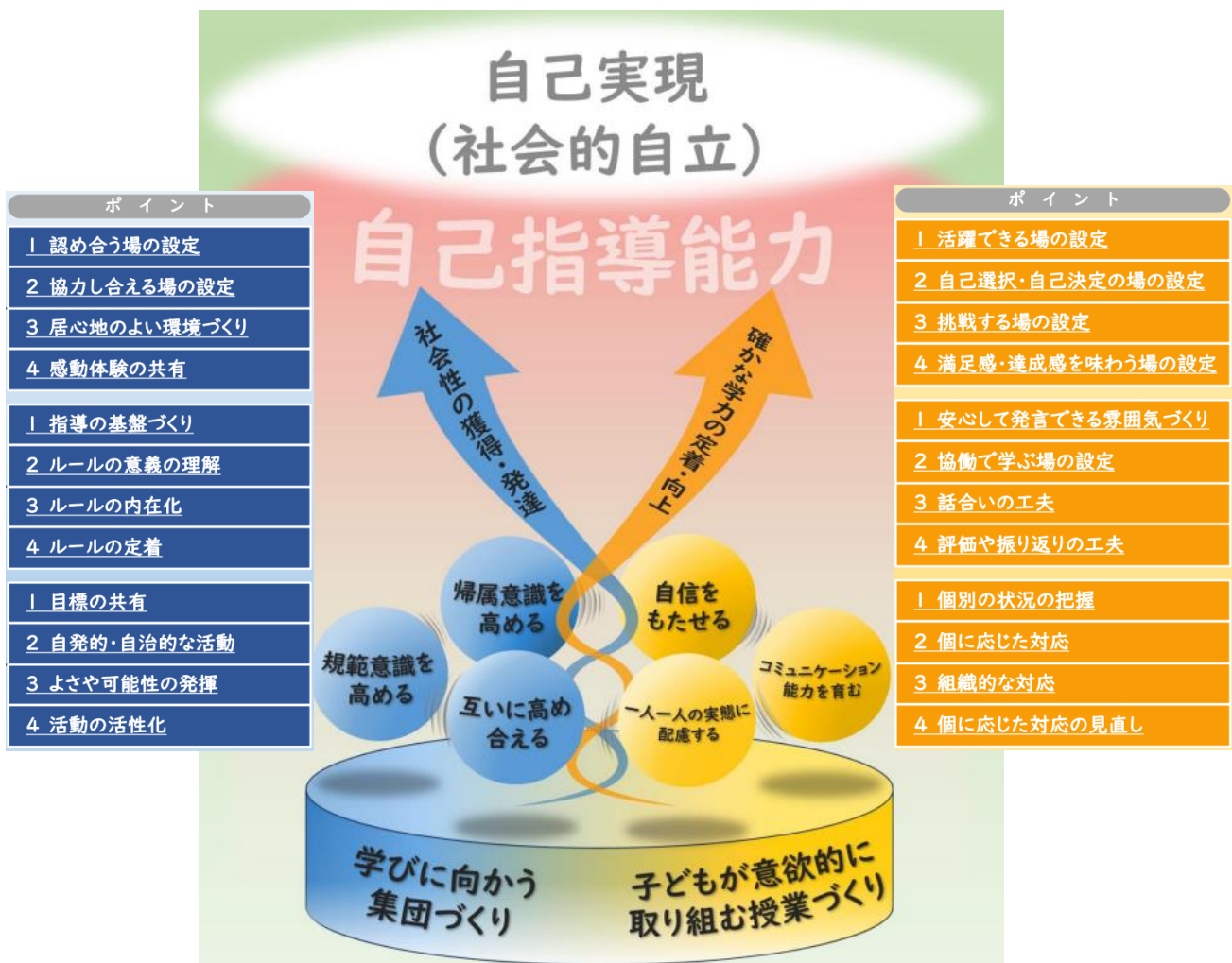
[国立特別支援教育総合研究所 (R2.5)]

10 児童・生徒指導

児童・生徒指導とは、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える意図でなされる教職員の働きかけ」の総称である。生徒指導提要では、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の課程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立った「発達支持的生徒指導」の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながると謳われている。そこで、県では、自己実現（社会的自立）を図っていくための指導・援助として、「**学業指導の充実**」を推進している。各学校においては、児童生徒の実態に即して意図的・計画的に取り組を進めていただきたい。

(1) 自己指導能力の獲得に働きかける児童・生徒指導の充実について

児童・生徒指導の究極的目標は、「自己指導能力」の育成である。「自己指導能力」とは、児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自立的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である。また、日常生活においては、自らが置かれている場と状況に応じて、どのような選択が適切であるか、自分で判断し、責任をもって実行する力だといえる。そのため、全教育活動において、自己存在感をもたせ、共感的人間関係を育み、自己決定の場を設定し、安全・安心な風土を醸成することが大切である。校内指導体制を確立し、一人一人の児童生徒に対して組織的な指導を展開していただきたい。



《主な確認事項》

- 前年度の学校評価や反省をもとに、児童生徒の実態に即した年間の指導計画が作成されているか。(児童・生徒指導の方針の明確化・具体化)
- 児童・生徒指導の全体計画に、学業指導の充実に向けた具体策を位置付け、「学びに向かう集団づくり」や、「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」を学校全体で推進するよう努めているか。
- 情報モラル教育について、児童生徒の実態に応じて、最新の情報をもとに適切な指導を行っているか。また、パスワードの管理等、セキュリティーに関することについても定期的に指導しているか。
- 児童生徒の自主性を尊重し、創意を生かし、児童生徒の自発的、自治的な活動を重んじる間接的な援助により、児童生徒が目標達成の喜びを味わえるよう努めているか。
- 校則(生活のきまり、生徒の心得等)が、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化、児童会・生徒会や保護者会などの場における確認や議論等を踏まえて、定期的に見直され制定されているか。
- 学校からの便りや保護者会等を通し、家庭や地域に学校の様子や取組を積極的に発信し、協力や理解を得られる体制が整えられているか。

(2) いじめをはじめとする問題行動や不登校の未然防止・早期発見・早期対応について

問題行動等の未然防止や対応については、児童生徒理解を念頭に、全校体制で取り組むことが重要である。また、特別支援教育の視点に立った、「個に応じた対応」が大切である。不登校に限らず、学校の中で課題に対応するため、まずは、教職員一人ひとりが児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、学校全体のチームでの指導体制（チーム学校）の充実を図っていただきたい。

不登校について

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。また、不登校予防の視点から、一人一人の児童生徒に全職員が積極的に関わり、組織的な対応を図ることが大切である。児童生徒への教育相談の充実や早期対応を心掛けた家庭訪問、教育支援センターや民間の団体等との連携等のきめ細かく柔軟な対応を積極的に行っていただきたい。さらには、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえ、新たな不登校を生まないための未然防止の取組を、適切にアセスメントを行い、対応方針を決め、各学校における体制をチーム学校として整備していただきたい。

《主な確認事項》

- 学業指導の充実を図るなど、問題行動・不登校等の未然防止のための取組を全校体制で行っているか。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込むことなく、教職員間での情報共有を徹底しているか。
- 学校いじめ防止基本方針について、その内容を対象者に分かりやすい表現でホームページへ掲載するなど、児童生徒、保護者、地域等に公表しているか。
- 学校いじめ防止基本方針について児童生徒や保護者に対して、年度当初や入学時に丁寧に説明しているか。また必要に応じて、警察等関係機関と連携を図ることを説明しているか。
- 学校いじめ防止基本方針が、自校の児童生徒の実態に即した内容であるか等、定期的（年1回程度）に見直し、必要に応じて加除修正を図っているか。
- いじめ防止対策委員会をはじめとする児童・生徒指導に関わる会議や検討委員会等について、事後の指導・対応に生かせるよう記録を累積しているか。
- 関係機関や学校間と連携を図り、情報交換や対策の検討がなされているか。また、年度初めや年度末だけでなく、必要に応じて幼小、小中、中高等、校種を超えて情報を丁寧に共有し、児童生徒への支援や対応を行っているか。
- 児童指導主任や生徒指導主事を中心に、教育相談担当や特別支援教育コーディネーター等と協働した組織的、効果的に機能する児童・生徒指導体制づくりに努めているか。
- 不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を、計画的・組織的に行っているか。

(3) 日々の児童生徒理解について

児童生徒の抱える問題や課題の複雑・多様化への対応は、児童生徒の健全な育ちを保証・達成するために解決すべき喫緊の課題となっている。教職員の価値観や信念から指導の在り方を考えるのではなく、児童生徒理解に基づいて考えることが重要である。担任等が一人で抱え込むことなく、校内で組織的に対応することが望まれる。また、対応が困難なケースについては、速やかに相談機関や医療機関及び警察、市の福祉部局等との連携を図る等、担任や関係教師が問題を抱え込まないよう、学校全体がチームとして対応していただきたい。

《主な確認事項》

- 個々の児童生徒や学級集団の変容について、全教職員での見取りや、客観的な諸検査(Q-Uなど)から分析し、その具体策や指導方針を共有し、指導に生かしているか。
- 日頃のきめ細かい観察や児童生徒との会話等のコミュニケーションを基本に、教育相談や保護者懇談、家庭訪問等の機会を活用して児童生徒理解に努めているか。
- 個人の記録は、全教職員で記録する内容や方法等について共通理解を図り、事後に生かせる記録にしているか。

【いじめの未然防止・早期発見・解決に向けて】



法（いじめ防止対策推進法）の基本的な方向性を踏まえ、各学校は

・未然防止 ・早期発見 ・事案対処

における適切な対応を行うことが義務づけられました。

「生徒指導提要」より

いじめに対して

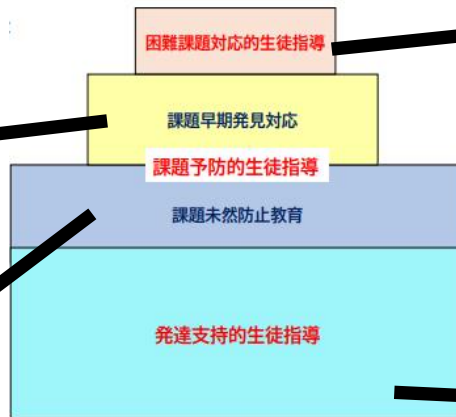
「対処」のみに焦点を当てるのではなく、
①未然防止 ②早期発見 ③事案対処
という順序が明確に示されました。

②早期発見

- ・アンケート
- ・教育相談
- ・健康観察等による気付き
- ・校内の見回り
- ・家庭や地域との連携 等

①未然防止

- ・道徳や特別活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組
- ・情報モラル教育
- ・自殺予防教育 等



③事案対処

いじめ防止対策組織による

- ・被害児童生徒ケア
- ・加害児童生徒指導
- ・関係修復
- ・関係機関との連携 等

①未然防止

- ・人権教育や市民性教育を通じた働きかけ
- ・学業指導（学びに向かう集団づくり・子どもが意欲的に取り組む集団づくり）の取組 等

（図：いじめ対応の重層的支援構造）

【CHECK！】～チーム学校で取り組むために～



理解していますか？

- いじめの定義(法第2条)
- いじめの「重大事態」の定義(法第28条第1項)
- 学校いじめ防止基本方針(法第13条)等に示された、学校におけるいじめの問題への取組等
- いじめに関する情報(いじめが疑われる情報を含む)を把握した場合、速やかに学校いじめ対策組織(法第22条)に報告



学校いじめ対策組織は機能していますか？（法第23条参照）

- いじめのアンケート結果等いじめに関する情報(いじめが疑われる情報を含む)の収集や共有の実施
- いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果等について、設置者(市町教育委員会)に報告
- 調査内容、関係児童生徒に対する指導・支援の内容及び体制等の決定や、関係保護者への説明・提案・助言等の組織的な実施

11 学校体育・健康教育(学校保健, 学校安全, 学校給食・食育)

学習指導要領では、体力の向上、心身の健康の保持増進及び、食育の推進、安全に関する指導の重要性について示され、学校の実態に応じ、全職員共通理解の下、教育活動全体を通じたより組織的で実践的な取組が求められている。

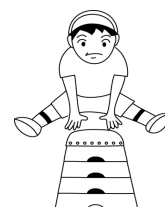
また、学校保健安全法や学校給食法等の関係法令及び学習指導要領を確認し、その趣旨を踏まえながら、健康教育のより一層の充実に努めていただきたい。

特に、命に関わるアレルギー疾患や感染症、事故・災害等における対応については、常に実態に応じた点検および修正を図っていただきたい。

(1) 学校体育

○ 基礎的な体力・運動能力の向上を

各学校では、新体力テストや健康診断等の結果に基づき、児童生徒の運動習慣や生活習慣等を総合的に、把握・分析していただきたい。その上で、児童生徒の発達段階に応じた体力向上のための具体策を講じ、計画的に体力・運動能力の向上が図られるよう、PDCA サイクルのもと指導と評価の充実をお願いしたい。



《主な確認事項》

- 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員等と連携し、学校や児童生徒の実態を踏まえた体力向上に向けての計画を作成するなど、教職員共通理解のもと組織的・計画的・継続的に実践しているか。(新体力テスト及び健康診断の実施、結果の集計・運動習慣や生活習慣の分析、具体策の立案・実施、評価・改善)
- 新体力テスト等の結果から、一人一人の児童生徒に自己の体力の現状を認識させ、課題意識をもって運動に取り組めるよう指導・援助に努めているか。
- 体育・保健体育科の授業や体育的行事、休み時間等において、運動の楽しさを味わわせ、運動の習慣化並びに体力の向上に繋がられるような工夫が図られているか。
- 児童生徒の健康面への配慮や施設・用具の整備、運動の行い方等、安全の確保に努めているか。

(2) 学校保健

○ 心身の健康の保持増進のための保健教育の充実と保健管理の徹底を

児童生徒が健康の大切さを認識し、自己の健康課題をよりよく解決するための資質や能力を育成するとともに、学校・家庭・地域が一体となった健康の保持増進に努めていただきたい。また、学校保健安全施行規則に従い、健康診断等の適切な実施に向けて配慮願いたい。



《主な確認事項》

- 学校保健安全法や学習指導要領の趣旨・内容及び児童生徒や地域の実態を十分に踏まえた「学校保健計画」(全体計画・年間指導計画)を作成し、適切に実施しているか。
- アレルギー疾患対応委員会等を開催し、アレルギー疾患を有する児童生徒に対し、適切な教育的配慮を行っているか。
- 健康的な学習環境確保のための学校環境衛生の徹底や、緊急時の救急・連絡体制が整備されているか。また、緊急時に備え、教職員の危機意識や実行性を高めるための校内研修に努めているか。(保護者・関係機関への連絡、応急処置、AED・心肺蘇生法、感染症・食中毒・食物アレルギー等への対応)
- 学習指導要領及び発達の段階を踏まえた「性に関する指導」及び「薬物乱用防止教育」等を適切に実施しているか。
- 学校教育活動全体を通して、養護教諭等を中心に、知識の活用と健康課題への対応力を育てる保健教育の充実に努めているか。
- 学校保健年間指導計画に位置づけられている「性に関する指導」や「薬物乱用防止教室」等において、学級活動で扱う内容と学級活動年間指導計画との整合性を図るとともに、養護教諭等の参画に努めているか。
- 保健室の機能や養護教諭の専門性を生かして、必要に応じて関係職員と連携しながら個別の保健指導、健康相談活動の充実に努めているか。(肥満・痩身、メンタルヘルス、食物アレルギー等)
- 健康課題の改善や基本的生活習慣の確立に向けて、家庭・地域への啓発・連携に努めているか。(健康課題に基づいた学校保健委員会等の実施、適切な健康診断と診断後の改善のための対応、保健だより等の発行)

(3) 学校安全

○ 自他の生命尊重を基盤とした安全教育の充実と安全管理の徹底を

日常生活全般における自らの安全確保や危険を予測・回避できる能力を育成するため、生活安全（防犯）・交通安全・災害安全（防災）の各領域について学校の教育活動全体を通じて計画的・継続的な指導に努めていただきたい。



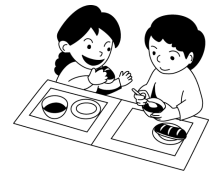
《主な確認事項》

- 学校保健安全法や学習指導要領の趣旨・内容及び児童生徒や地域の実態を十分に踏まえた「学校安全計画」（全体計画・年間指導計画）を作成し、適切に実施しているか。
（計画に必ず盛り込む内容 ⇒ 安全教育，安全管理，安全に関する組織活動，教職員の研修）
- 「健康安全・体育的行事」や「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」，また，食品を扱う行事等の諸計画に，未然防止対策や発生時の対応について実効性のある内容を記載し，教職員共通理解のもと実施されているか。
- 児童生徒が日常生活の様々な危険に気付き，的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動の選択ができる安全教育（生活安全，交通安全，災害安全）の充実に努めているか。
（防災教育，防犯訓練，避難訓練，防犯教室，交通安全教室，安全マップの作成，教科等での安全教育，スクールバス利用時の安全教育，野生動物に対する安全教育等）

(4) 学校給食・食育

○ 「学校における食育」の推進を

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け，生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎を培う「学校における食育」を推進するため，学校の教育活動全体を通じた「食に関する指導」の充実に努めていただきたい。



《主な確認事項》

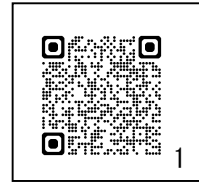
- 学校給食法や学習指導要領・食に関する指導の手引の趣旨・内容及び児童生徒や地域の実態を十分に踏まえた「食に関する指導計画」（全体計画・年間指導計画）及び「給食指導計画」を作成し，適切に実施しているか。（資質・能力を踏まえた三つの目標，六つの視点を押さえた指導の展開）
- アレルギー疾患に関する危機管理マニュアルを作成しているか。
- アレルギー対応食の提供に際しては複数人体制でチェックしているか。
- 「学校給食衛生管理基準」を踏まえ，学校給食の安全や衛生管理の徹底に努めているか。
- 学校給食を生きた教材として活用した「食に関する指導」を，学校教育活動全体を通じて実施しているか。
- 食に関する指導の年間指導計画の中に学級活動として位置づけられている内容と学級活動年間指導計画との整合性を図るとともに，栄養教諭（学校栄養職員）の参画を位置づけ，専門性を生かした効果的な指導に努めているか。

参考資料

◆ 学校経営

- 1 とちぎ教育ビジョン- (2026-2030)

栃木県教育委員会 令和8年2月



1

◆ 生涯学習

- 1 地域連携教員活動支援事業

栃木県教育委員会



1



2

- 2 学校と地域の連携・協働推進ハンドブック

栃木県教育委員会 令和5年

- 3 コミュニティ・スクールのつくり方

文部科学省 令和2年



3



4

- 4 これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

文部科学省 令和2年

◆ 教育課程

- 1 学校評価ガイドライン (平成28年改訂)

文部科学省 平成28年

- 2 指導の指針

栃木県教育委員会 毎年



1

◆ 学習指導

- 1 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料] 各教科編
国立教育政策研究所 令和2年



1



2

- 2 新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための
学習評価に関する参考資料 (小学校編) (中学校編)

栃木県教育委員会 令和2年

◆ 道徳教育

- 1 「栃木県道徳教育ハンドブック」

栃木県教育委員会 令和2年



1

◆ 特別活動

- 1 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料]
小学校 特別活動編 国立教育政策研究所 令和2年



1



2

- 2 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料]
中学校 特別活動編 国立教育政策研究所 令和2年

3 みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)

文部科学省 平成31年



4 学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)

文部科学省 平成26年

5 「キャリア・パスポート」の導入に向けて

～小・中・高の学びをつなぐキャリア教育充実のために～

栃木県教育委員会 令和2年



◆ 総合的な学習の時間

1 今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (小学校編)

文部科学省 令和3年



2 今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (中学校編)

文部科学省 令和4年

◆ 人権教育

1 人権教育推進の手引

栃木県教育委員会 毎年



2 人権教育指導資料

- ・様々な人権教育を扱った直接的指導の工夫
- ・人権教育推進のためのQ & A—直接的指導編—
- ・人権教育推進のためのQ & A

栃木県教育委員会 令和3年

栃木県教育委員会 平成31年

栃木県教育委員会 平成29年



◆ 特別支援教育

1 障害のある子どもの教育支援 事務手続きの手引(改訂版)

栃木県教育委員会 令和6年

2 特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引

栃木県教育委員会 平成31年



3 学校における合理的配慮の提供について

栃木県教育委員会 平成28年

4 初めて特別支援学級を担任する先生のためのハンドブック

栃木県総合教育センター 平成30年



5 初めて通級による指導を担当する先生のためのハンドブック

栃木県総合教育センター 令和2年

◆ 児童・生徒指導

1 生徒指導提要(改訂版)

文部科学省 令和4年



2 生徒指導リーフ

国立教育政策研究所 平成24～令和3年

3 いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～

栃木県教育委員会 平成31年



4 スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック

栃木県教育委員会 平成29年

5 学業指導の充実に向けて(改訂版)

栃木県教育委員会 令和7年

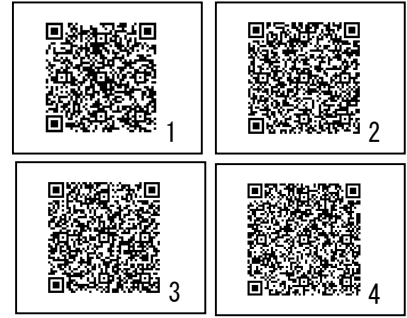


6 チームによる支援の充実を目指して～教育相談係主任を中心として～

栃木県総合教育センター 令和3年

■情報教育

- 1 青少年を取り巻く有害環境対策に向けて
文部科学省 平成30～令和4年
- 2 インターネットトラブル事例集（最新：2023年度版）
総務省
- 3 情報モラルの育成に関する調査研究（小・中・高・特）
栃木県総合教育センター 令和2年
- 4 ネットトラブル事例集～ネット社会に生きる子どもたちのために～
栃木県教育委員会 平成28年



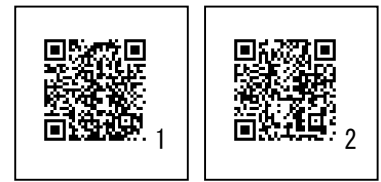
■学級・HR担任のための教育相談

- 1 スクリーニング活用ガイド～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～
文部科学省 令和2年



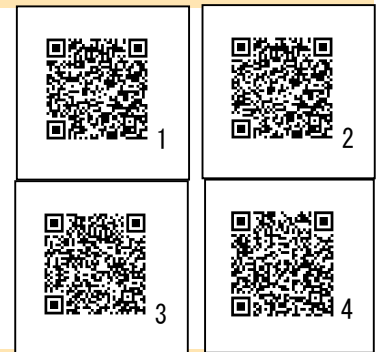
◆学校体育

- 1 学校体育実技指導資料 各集 ※各デジタル教材も参考に
文部科学省
- 2 子どもの体力向上のための取組ハンドブック
文部科学省 平成24年



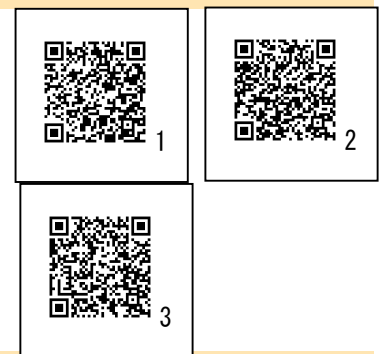
◆学校保健

- 1 現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～
文部科学省 平成29年
- 2 小学校保健教育参考資料 改訂 「生きる力」を育む小学校保健教育の手引
文部科学省 平成31年
- 3 中学校保健教育参考資料「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引
文部科学省 令和2年
- 4 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル
栃木県教育委員会 平成28年



◆学校安全

- 1 学校の危機管理マニュアル作成の手引
文部科学省 平成30年
- 2 学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開
文部科学省 平成25年
- 3 学校における防災関係指導資料
栃木県教育委員会 平成25年



◆学校給食

- 1 食に関する指導の手引(第2次改訂版)
文部科学省 平成31年
- 2 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育
～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～
文部科学省 平成29年
- 3 学校給食における食物アレルギー対応指針
文部科学省 平成27年
- 4 食に関する指導実践事例集
栃木県教育委員会 平成27年

